



岡本 ひとし

## 一、条例についての認識について 二、相談事業の効率化と連携について

条例についての認識について

**問** 条例に対する認識を伺う。

**答** 町内外を問わず厳守するべきと認識している。

**問** 条例は努力目標なのか努力義務なのか伺う。

**答** 努力義務である。

**問** 府条例案、教育基本条例・職員基本条例について見解を伺う。

**答** (町長) 端的に言つとある意味暴挙に等しいと考える。

(教育長) 今こういうことが必要なかと疑問を持っている。

**問** 更に詳しく伺う。

**答** ポピュリズム(迎合主義) 政治には、民主主義の理念からすると暴挙に等しいと感じる。

**問** 職員基本条例案では、都構想に賛同しない幹部職員は降格させると発言されているが、首長としての見解を伺う。

**答** まさに開いた口がふさがらない。

**問** 相談事業の効率化と連携について

**問** 相談事業の連携とケース会議の現状を伺う。

**答** 連携方法や内容点検も含め、相談体制や関係機関との連携も視野に入れ検討していく。

**問** 窓口相談だけでなく、出前相談も必要不可欠だと思われるが実行性を伺う。

**答** 必要があれば当然するべきであると思われる。



**問** 民生委員・人権擁護委員・福祉委員・区長・行政機関などとの連携が必要であり、連絡網の構築を求めるが、実行性を伺う。

**答** 連携はとらせていた

## 一般質問



原田 健志

## 一、農業について 二、教育について

農業について

**問** 今までの町の農業関係施策は主に物産センターに一任していた面があったが、町内各地において規模のある直売所も複数常設化されている中、農業使用履歴の記入など一部システムの導入などの連携・協力を考える必要はないか。

**答** 各直売所にはそれぞれ独自の考え方・経営方針があるものと考えているが、各直売所からの求めがあれば、農業振興に係わるノウハウ・情報提供、技術支援・指導は大阪府と連携し共に行う考えはある。

**問** いまや獣害＝農業者の問題ではなく、住宅周辺・公共施設・観光資源・交通環境等広く影響が出て来ている。

農業対策としてだけでなく町全体の施策として獣害問題をとらえ、町も境目をつくる・公設の農を設けるなど、積極的に対策をすべきではないか。

**答** 鳥獣被害はもはや特定の農家だけの問題ではなく、家庭菜園・庭先の花壇など生活環境にも被害が及んでおり、被害内容も多様化していると認識している。

鳥獣が人間の生活圏に出て来にくい様に、境目の空間を設ける事をやらなければならない事とされている。

例えば府民牧場の二匹の岬馬や牛を活用するなど、境目の空間に大きな動物を置くと獣が里に下りて来ないということが実証されていることもあり、一つの方法として、今後取り入れて行く事も大事ではないかと考える。

**問** 新設校を進める際、通学に関する事項は重要かつ不可欠と思う。まずバス通学については一般の方との併用案もあるが、何より子ども通学に支障をきたさぬよう、確実にスクールバスの機能を確立すべしと考えるが。

**答** 教育委員会では、現在、遠距離の通学支援とし東地区及び天王地区の小中学生、西地区においては三キロ以上の小学生を対象とし乗車時間は片道三十分以内を基本とし、児童生徒のみを目的とした通学バス運行計画の素案を策定している。

バスを購入し走らすのであるから、出来ることであれば一般の住民利用ということも考えておるが、あくまで児童生徒を主体とした運行をと考えている。

**問** 学校予定地内の広い放牧地・牛等の飼育動物の糞を堆肥化するコンポスト等、基本構想図では残す方向であった施設は不要ではないか。

**答** 基本構想のイメージ図にあった既存施設など地盤の造成や敷地活用の制約になるため撤去を前提に計画検討予定。

放牧地は一定の小動物の飼育など、活用及び管理方針を検討する予定。